



ニュース No.45

- 「第36回墓地管理講習会」の開催について
- 墓地等に関するQ and A

このQ and Aは、令和6年に開催された「第36回墓地管理講習会」（会場・オンデマンド）において、受講者から寄せられた質問・疑問点の中から共通性のあるものをまとめたものです。

「第36回墓地管理講習会」の開催について

「墓地管理講習会」は、コロナ禍にあった第33回以降、「会場における受講」と「オンデマンド形式での受講」を選択できる方式で開催し、第36回もその方法をとりました。会場開催（全国都市会館大ホール）は、令和6年10月23日～25日の3日間で141名が受講し、オンデマンド形式は、11月12日～12月13日で77名が受講、併せて218名の受講者となりました。会場開講の初日、ご後援をいただいている厚生労働省の健康・生活衛生局生活衛生課長よりご挨拶をいただきましたので、紹介させていただきます。

挨拶

公益社団法人全日本墓園協会第36回「墓地管理講習会」の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、平素から墓地埋葬行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

全日本墓園協会におかれては、墓地経営に関する我が国唯一の公益社団法人として、本講習会の開催をはじめ、各種調査研究や教育、情報提供等の事業を行うことにより、墓地に関する知識の啓蒙普及並びに墓地経営の近代化、安定化に寄与してこられました。改めて深く敬意を表します。

昭和23年に墓地、埋葬等に関する法律が施行され、70年以上経ちますが、近年の都市化や家族形態の変化、少子高齢化の進展等によって墓地をめぐる社会環境や国民意識も変化しています。それに伴い、先祖代々のお墓を守るという意識も薄れ、墓地の承継者の確保が難しくなり、墓じまいの検討、合葬や樹木葬への関心が高まるなど、墓地を取り巻く環境も変化してきています。

墓地経営許可等の権限については、平成24年4月から全ての市区に移譲され、住民により身近な立場で行政を実施していくこととなりましたが、こうした環境変化に適確に対応しながら、国民の宗教的感情に適合するとともに、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障が生じないように行政を進めていくことが求められています。

本日の講習会は、こうした諸課題に対応していく上でも、地方自治体の方々はもとより、墓地埋葬に関わる様々な立場の方々にとって、様々な知見を習得する、大変貴重な機会であると存じます。

厚生労働省としましても、墓地埋葬法や「墓地経営・管理の指針」等に基づき行政を進めておりますが、本日、お集まりの皆様におかれましては、これらの指針の趣旨等を踏まえ、引き続き、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお祈りいたします。

本講習会が実り多きものとなるとともに、本日お集まりの皆様のますますのご健勝、ご活躍をお祈りし、私の挨拶といたします。

令和6年10月23日

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長 諏訪克之

「第36回墓地管理講習会」受講者から寄せられて質問と当協会の見解

「第36回墓地管理講習会」において、受講者から寄せられた質問・疑問点の中から共通性のあるものについて、厚生労働省のご指導のもと、講師のご意見も参考にして、当協会の見解を取りまとめました。皆さまの実務の一助になれば幸いです。

Q and A

本文中、以下の法令については、次の略語を用いております。

(略語)

墓埋法＝墓地、埋葬等に関する法律

施行規則＝墓地、埋葬等に関する法律施行規則

逐条解説＝新訂 逐条解説：墓地、埋葬等に関する法律（第3版）

テキスト＝第36回墓地管理講習会テキスト

Q1；（中国地方）市役所 環境推進課 からの3つ質問

Q1-1；散骨という埋葬方法について協会の見解（違法とみなすか、実際に許可・実施したかどうか）をお教えてください。

A1-1；厚生労働省では、散骨のガイドラインを公表しております（<https://x.gd/FQG1i>）。

国土交通省では、海上散骨に関するガイドライン（<https://x.gd/3Y4I5>）を策定しています。

また、「海上において散骨をする場合において遵守すべき海事関係法令の解説」（<https://x.gd/Cm8Zn>）もありますので、併せてご参考としてください。

なお、散骨の規制を設けている地方公共団体は以下の通りです。

散骨に関する規制を設けている地方公共団体

散骨に関して条例等による規制を設けている主要な地方公共団体と規制の名称を、ほぼ年代順に整理すれば以下の通りである。

地方公共団体	規制の名称
北海道長沼町	長沼町さわやか環境づくり条例
北海道岩見沢市	岩見沢市における散骨の適正化に関する条例
北海道七飯町	七飯町の葬法に関する要綱
長野県諏訪市	諏訪市墓地等の経営の許可等に関する条例
埼玉県秩父市	秩父市環境保全条例
静岡県御殿場市	御殿場市散骨場の経営の許可等に関する条例
埼玉県本庄市	本庄市散骨場の設置等の適正化に関する条例
宮城県松島町	松島町環境美化の促進に関する条例
神奈川県湯河原町	湯河原町散骨場の経営の許可等に関する条例
静岡県熱海市	熱海市散骨場の経営の許可等に関する条例
神奈川県箱根町	箱根町散骨場の経営の許可等に関する条例
静岡県熱海市	熱海市海洋散骨事業ガイドライン
静岡県伊東市	伊東市散骨場の経営の許可等に関する条例
静岡県伊東市	伊東市における海洋散骨に係る指針
静岡県三島市	三島市散骨場の経営の許可等に関する条例

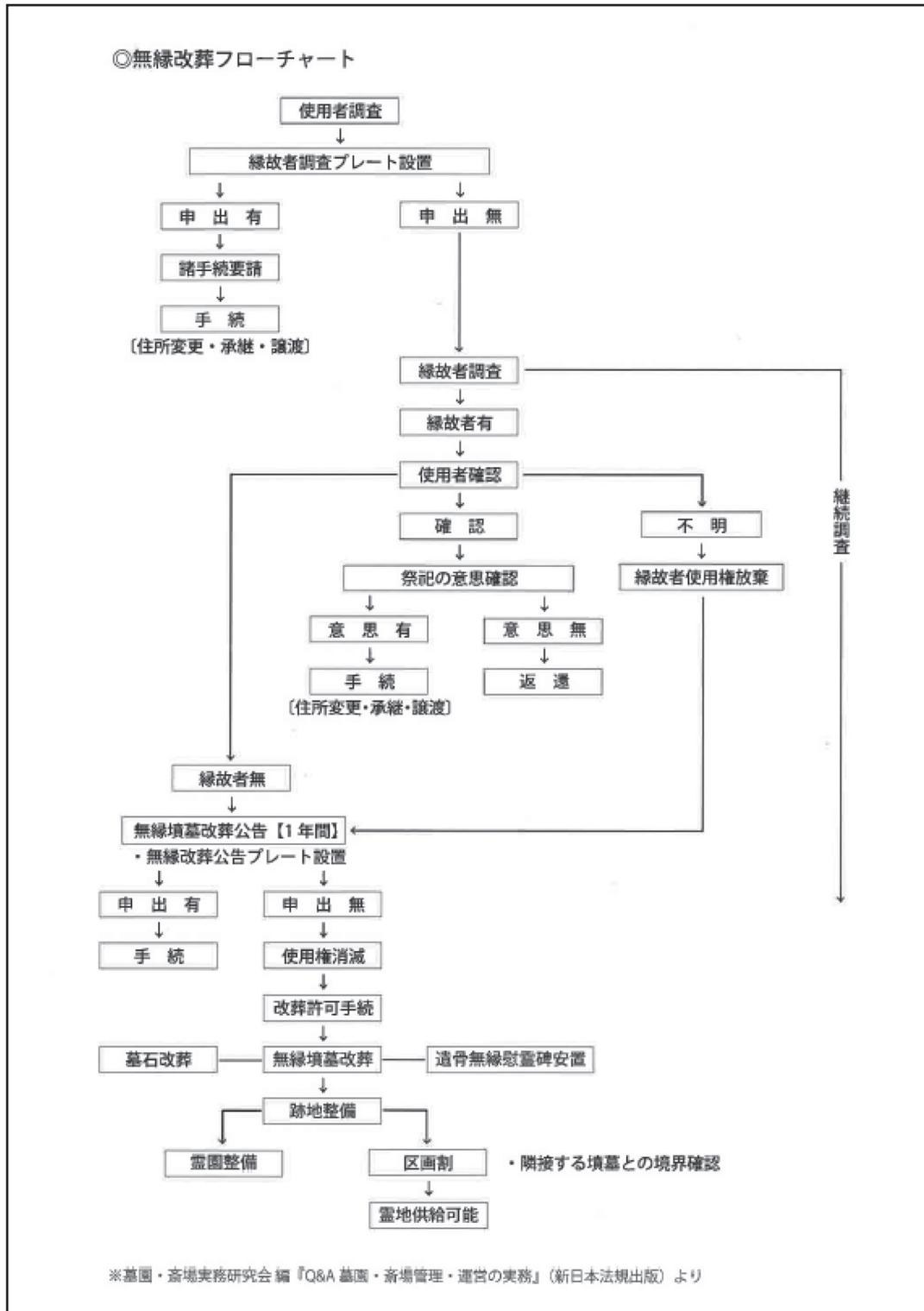
令和2年度厚生労働科学特別研究事業「墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究」研究報告書より

「資料3」「第3」「条例等による散骨規制の動向」弁護士：小松初男 作成

Q1-2；何年も墓参りに来ていないようなお墓（無縁墓）の強制的な改葬、墓石撤去などを実施・実行されたことがありますか。あれば具体的な手順や根拠や経過をご教示願います。

A1-2；令和5年の厚労科研費報告書「遺体を取り扱う事業者や無縁改葬等の現状調査及び今後の方策検討に資する研究」における、「9. 無縁改葬に伴う私人間の権利・義務に関する試論 [775.49 KB]」をお読みください。当該研究は <https://x.gd/pnWfZ> より閲覧することが可能ですので、ご活用ください。

なお、手順については、以下のフローチャートにまとめられています。



Q 1－3；日本の墓地（公・私問わない）に海外で火葬したお墓を納めたいと申し出があった場合、改葬・埋葬許可証に代わる提出物は何が適切だとお考えでしょうか。

A 1－3；ご質問にある「海外で火葬したお墓」というのは、「海外で火葬した遺骨」と、ここでは読み替えます。お手元の「逐条解説 墓地、埋葬等に関する法律」の「昭和30年11月15日衛環第84号」p129をご参考としてください。

Q 2；個人の方から 3つの質問

Q 2－1；後継者のいない寺院等において、無住職（墓地管理者が不在）になってしまった場合、その運営や墓地全体の管理、埋葬許可書の管理などは、どの様な扱いになるのか。

A 2－1；当該宗教法人が包括・被包括の関係にあるのであれば、当該宗教法人と管理されてきた墓地については、包括法人からの関与が行われると思料されます。単立宗教法人の場合には、当該宗教法人の信者でもあった、墓地使用者による自律的な墓地の管理のための団体などが組織されることとなるのが適切であろうと思料します。

なお、墓地管理者の証明書が得られない場合の改葬手続きなどについては、お手元の「逐条解説 墓地、埋葬等に関する法律」の「昭和30年2月28日衛環第22号」p127、あるいは「昭和47年5月16日環衛第88号」p154などをご参考としてください。

ちなみに、文化庁宗務課においては「不活動宗教法人対策マニュアル（改訂版）」をまとめております（<https://x.gd/sOTPH>）。参考にされてはいかがでしょうか。

Q 2－2；また、後継者のいない状態の寺院等となり、その上で、各墓所において所有者不明になってしまった場合、どの様な法律の適用や管理規約をもって、撤去などの措置が出来るのか、その適法な手順方法をご教示願う。

A 2－2；後継者のいない寺院等となると、墓地の管理者が存在しない墓地ということになります。そうした墓地で「適正に（墓所区画を）整理し得る適格性のある者」について、考えてみる必要があるでしょう。ちなみに、「どの様な法律の適用や管理規約をもって、撤去などの措置が出来るのか、その適法な手順方法」については、令和5年の厚労科研費報告書「遺体を取り扱う事業者や無縁改葬等の現状調査及び今後の方策検討に資する研究」における、「9. 無縁改葬に伴う私人間の権利・義務に関する試論 [775.49 KB]」をお読みください。

当該研究は <https://x.gd/pnWfZ> より閲覧することが可能ですので、ご活用ください。

Q 2－3；霊園等の所有者不明墓地について、適法な撤去方法の手順をご教示ください。

また、管理費未納等が長期間継続した場合に、撤去することが可能になるような管理規約の定型約款の改訂の可否および方法をご教示ください。

A 2－3；多くの管理規定（契約約款）では、たとえば、管理費未納等が長期間継続した場合には、使用関係の解除、撤去をすることを明記してはおりますが、そこにおさめられている遺骨の取り出しについては、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条等に拠る、行政上の手続きを行わねばなりません。墓所区画内に建立されている構築物については、その私権をどう取り扱うのかなどの課題が残ります。

その他、令和5年の厚労科研費報告書「遺体を取り扱う事業者や無縁改葬等の現状調査及び今後の方策検討に資する研究」における、「9. 無縁改葬に伴う私人間の権利・義務に関する試論 [775.49 KB]」をお読みください。当該研究は <https://x.gd/pnWfZ> より閲覧することが可能ですので、ご活用ください。

Q 3 ; 民間事業者からの2つの質問

Q 3-1 ; 霊園経営宗教法人住職からの質問。墓石業者からの申し出で「永代使用权譲渡契約書」なるものを締結している。内容は、いくつかの聖地につき、使用权者が本来、宗教法人が受領すべき永代使用料を墓石業者が受領するというもの。霊園の所有権は登記上もちろん、当該宗教法人であり、墓石業者は宗教法人でも公益法人でもなく一人事業者である。このような契約は有効なものなのか。契約当初は住職も知らなかったので締結したが、契約取消を考えている。

A 3-1 ; ご質問だけでは、そうした「契約」が交わされた経緯の詳細が分かりません。ここで契約の「舞台」になっている「霊園」について、「霊園の所有権は登記上もちろん、当該宗教法人」とありますが、ご質問にある霊園を開設するまでに力を尽くしたのは誰でしょう。ひとつの例示になりますが、「今は」宗教法人が所有している「霊園」敷地は、従前から宗教法人が所有していたものなののでしょうか？ 墓地の許可を得るに際して、「墓石業者」名義の土地の「寄附」を受けた、あるいは、土地を取得するのに資金的な助力・保証した、あるいは受けたという経緯はなかったのでしょうか？ また「契約当初は住職も知らなかった」というのはどういうコトでしょう。

こうした事業的な事案に関しては、ご存じのことだとは思料しますが、当該宗教法人内での役員会などの自律的な手続きを行うことが求められています（「宗教法人のための 運営ガイドブック（文化庁）」<https://x.gd/Vxn5f>）。

何れにしましても、事実関係の詳細が分かりませんし、何より、相手方の言い分もここではわかりません。裁判所にて調停、審判を行わざるを得ないのではないのでしょうか。

Q 3-2 ; 宗教法人が墓石業者に支払う取次（？）手数料の相場を教えてください（当該宗教法人は「永代使用料×〇〇%」としている）。

A 3-2 ; 個別の事案に拠ります。当該宗教法人への「寄与」度、関係の濃淡、あるいは前述した様な当該墓地（霊園）開設に至るまでの寄与・関与の程度、濃淡でも変わるものと言わざるを得ません。その他、たとえば、ご質問にある「取次」というのは、墳墓を建立する使用者を募ることを任せる、ということなののでしょうか？ それとも宗教法人自身で募るのか、あるいは檀信徒を紹介するのでしょうか？ 前者と後者の違いなどについては、当然「手数料」の設定に反映されることとなりましょう。こうしたことは、「手数料」を決める「背景」、あるいは「手数料」を検討する上での「要素」の一例です。

Q 4 ; (東海地方) 市役所 環境部環境都市推進課 からの質問

市営霊園では、宗教法人による永代供養、合葬墓、樹木葬への改葬による墓じまいが増加しています。従来のお府方式や横浜市方式では合葬墓等は想定になく、アンケートにおいて、墓＝一般墓として必要墳墓数が計算されることによって、実情とかけ離れてしまいます。合葬墓と一般墓と同時に算出できる需要予測方式はありますか？

A 4 ; 墓園協会では、様々な地方公共団体から委託を受けて、計画策定を行ってまいりました（<https://x.gd/H5gfl>）。当協会ではアンケートを行う際には「お墓など、遺骨をおさめる施設を求めたいことを検討なさっていますか」という質問で「はい」と回答した回答者がどういった施設を選ぶのかを重ね合わせて集計し、需要予測を行っております。（次頁に、「お墓はどのような形式のものの方が良いですか。」という質問を参考として載せています。なお、詳細については墓園協会にまでお問い合わせください。

問10 お墓はどのような形式のものがよいですか。良いと思う形式を3位までお答えください。
(お答えはそれぞれ1つ)

【全体結果】

希望するお墓の形態で1位から3位の合計の割合で見ると、最も多いのは「和型」(81.0%)で、次いで、「芝生・洋型」(52.9%)となっている。1位で最も多いのは「和型」(65.1%)で、2位では「洋型」(27.5%)、3位では「芝生・洋型」(21.7%)となっている。

図6.1 希望するお墓の形態

		1位	2位	3位	1位～3位の計
1	「和型」	65.1% (123人)	9.0% (17人)	6.9% (13人)	81.0%
2	「合葬型」	5.3% (10人)	11.1% (21人)	5.3% (10人)	21.7%
3	「芝生・洋型」	7.9% (15人)	26.5% (50人)	21.7% (41人)	56.1%
4	「樹木葬型」	3.2% (6人)	4.8% (9人)	7.9% (15人)	15.9%
5	「洋型」	4.8% (9人)	27.5% (52人)	20.6% (39人)	52.9%
6	「納骨壇型」	10.1% (19人)	7.9% (15人)	14.8% (28人)	32.8%
7	「芝生・プレート型」	2.1% (4人)	7.9% (15人)	10.6% (20人)	20.6%
8	「壁型」	1.6% (3人)	5.3% (10人)	12.2% (23人)	19.0%

(<https://x.gd/7KtoR> 9枚目)

Q5；(関東地方) 事業組合事業推進課 からの2つ質問

Q5-1；当霊園では、納骨堂・墓地に埋蔵できるのは焼骨だけに限っておりますが、改葬骨として他の霊園から持ち込まれる遺骨の中には、昭和より以前のものがあり、焼骨なのか不明の場合があります。当霊園では改葬申込者に確認して対応していますが、他に確認する方法等があれば教えてください。

A5-1；改葬申込者 ⇨ 遺骨保有者が、遺骨をおさめてある納骨堂・墓地の管理者より、遺骨をおさめる際に提出した許可証、ないしは、その許可証の内容が転記されている(該当部分「墓埋法施行規則第7条第1項二」)墓籍簿を確認すれば、埋葬した遺骨なのか、埋蔵した火葬骨なのかが確認出来るはずです。「埋葬した遺骨」、即ち(土葬した)遺骨であれば、改葬許可証による火葬が必要となりますが、場合によっては、土葬した遺骨であっても、ほぼ火葬を行った場合と同じ状態の場合もあり、ここでさらに火葬を行うと遺骨がほとんど残らないのでは? と、懸念される場合もあるかと存じます。そうした場合には、火葬場の管理者が視認し、「火葬を行った場合と同じ状態である」として、火葬を行った場合と同様に、火葬場での押印を行う場合もあります。

Q5-2；墓地に多数のカラスが飛来し、供えている生花を散乱させる事例が発生して困っております。何か良い対策方法があれば教えてください。

A5-2；カラスについては、平成13年に環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室がまとめた「自治体担当者のためのカラス対策マニュアル」(<https://x.gd/FsX8y>)というものがあります。このマニュアルの中では、「カラスは学習能力に優れ、慣れてしまうことが多いので、効果を持続さ

せるためには、いくつかのパターンを組み合わせ労力と時間をかける必要があります。例えば、CDをぶら下げるなどの方法がときに紹介されますが、これはいつもと違うものがあるということに対する、カラスの警戒感を利用した防除方法です。きらきら光るテープなども同じ効果です。しかし、これが日常的な光景となり、あちこちにあるのであれば、もはやあたりまえの風景になってしまいます。こうなると効果はなくなり、かえって、そこに生ごみ、すなわち食べ物があるということを知る目印にもなりかねません。」と解説されており、結論としては、速やかに「カラスのエサ」となるものの回収をすることに優る適切な処理方法はないとしています。

昨今では、ほとんどの墓地・霊園では、使用者に対して供物の持帰りを呼びかけているところですし、市販されている冠婚葬祭マニュアルにも「供物を残したままでは、カラスや野良犬、野良猫によって荒らされ、お墓を傷める原因ともなります」というように、具体的な理由を挙げて、「供物を持ち帰ること」がマナーであると「解説」されています。防除以外の積極的対策としては、捕獲ということになりますが、カラスは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律2条7項ならびに同法施行規則3条および別表2が定める狩猟鳥獣48種類の中に含まれており、都道府県ごとの狩猟登録を受けた上で、狩猟期間内でなければ捕獲できません。有害鳥獣駆除による捕獲が認められれば、その限りではありませんが、墓地内でそうしたことを実際に行うのは、はばかれるでしょう。「自治体担当者のためのカラス対策マニュアル」において、捕獲による効果は疑問視されています。

Q6；（中国地方）市役所 開発建築部 市街地整備課 からの4つ質問

Q6-1；埋葬した遺骨を取り出し、特定の墓地等に納めないことを希望する、いわゆる手元供養を希望する者がいた場合、遺骨を取り出す際に自治体での手続きは不要か？

また、手元供養するつもりで取り出した遺骨を後日改葬したいと申し出があった場合は、どのように処理すべきか？

A6-1；ここでいう、いわゆる手元供養を行うといった場合については、改葬にはあたらない「遺骨の引き取り」というケースになります（講習会テキストにて詳述。ご参照ください）。

但し、手元供養するつもりで取り出した遺骨を後日改葬したいとなった場合、そもそも当該遺骨が埋蔵されていた墓地から、分骨証明書（墓理法施行規則第5条2項）を得ることになるでしょう。この場合、分骨時に交付は受けはなくても、当該墓地にて分骨した事実はある訳ですから、後年になっても分骨証明書を交付することには不都合はないと思料します。

Q6-2；散骨について、各自治体の条例等で定めがない場合、土地所有者や漁業権を持つ方の了承を得る以外に、案内すべき事項はあるか？

A6-2；：そうしたことは散骨が行う者が自身の責任において行う事柄であり、行政が介入すべき事柄ではありません。ただ、そうした「散骨の事実」「散骨が計画されている事実」を行政が知り得た段階で、関係者（土地所有者や漁業権を持つ方）には、それらを行おうとしている者・事業者に関する情報の提供をするべきであろうと思料します。

Q6-3；公営墓地の使用権承継手続きについて、自治体によって必要書類等が大きく異なっているが、全国的な傾向や、標準的な手続きの流れや祭祀承継者の確認手法、確認範囲はあるのか？また、過去に手続き方法が争点となった判例など、貴協会が把握している内容があればご教授いただきたい。

A6-3；ご質問にある「（公営墓地の）使用権承継手続きについて」や「過去に手続き方法が争点となった判例」については、多岐にわたるご説明をしなくてはなりません。

講習会では、講習会テキスト「祭祀財産の承継の法律」（浦川道太郎）や「墓地の管理事務」（國分亮子）の「18. 墓地（墓所）使用権の承継実務」「19. 承継の手続き」を、まずはお読みいただき、講義をお聞きください。

Q 6 - 4 ; 無縁墳墓等の調査・官報掲載手続き期間中に、該当区画に草木が繁茂するなど、他の墓地使用者の墓参を阻害するような事例が生じた場合、管理者が取り得る一時的な措置はあるか？

A 6 - 4 ; 「管理者が取り得る一時的な措置」ということであれば、まずは、当該使用者に「(あなたに使用を許可している)区画に草木が繁茂しており、周囲の使用者が迷惑しているので対応すること」を求める。改善が見られないのであれば、「繁茂している草木を業者に委託して、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日にはこれを刈り取る。それに要した費用は〇〇〇〇(使用者名)に請求する」と書留で通達。あるいは「適正な形で管理責任を担い得ないのであれば、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までに返還を求める。返還なされない場合には不利益処分を通して使用許可の取消しを行う。何れの場合においても原状復旧費(墓所区画の更地化)については、〇〇〇〇(使用者名)に請求する」という警告をした上で、これを履行なされてはいかがでしょうか。

Q 7 ; (近畿地方)市役所 市民部 環境衛生課 からの3つ質問

Q 7 - 1 ; 墓地使用者から使用区画の返還について申し出があった際、既に無許可で改葬を済ませた後であることが判明するケースが多々あります。

改葬者を対象に、広報誌やHP上にて改葬を実施する際は改葬許可を受けている必要性について周知を努めていますが、改葬許可証の無い改葬(特に墓じまい)であっても受け入れる、受け入れ者側への対応にはどのようなものが考えられるかご教示願えますか。

無許可での改葬を行った場合、改葬者自身には墓理法第21条の罰則が適用されることはもとより、刑法189条の墳墓発掘に問われる可能性があるといった言説を目にしたことはありますが、今回はあくまでも無許可改葬の受け入れ者側を対象とした法律や罰則、周知の方法等についてご教示ください。

A 7 - 1 ; ご質問では「受け入れ側」と述べられていますが、無許可で改葬というのは、他の墓地や納骨堂に移しているとは限らないと考えられます。たとえば、自宅に置いておく場合については、改葬にはあたらぬ「遺骨の引き取り」というケースということもあるのではないのでしょうか(講習会テキストにて詳述。ご参照ください)。

「改葬者自身には墓理法第21条の罰則が適用されることはもとより、刑法189条の墳墓発掘に問われる可能性がある」というのも、あくまで可能性でしかありません。

たとえば、刑法189条にしても、「無許可で改葬」をしたのは、当該墳墓の名義人ですし、遺骨の祭祀権・所有権を有する本人の場合は、そもそも刑法189条に抵触するという構成要件を満たし難いと解するのが至当ではないのでしょうか。

仮に他の墓地や納骨堂に移された場合に、「受け入れ者側への対応」とありますが、そうした墓地、納骨堂をどのように把握するのでしょうか。たとえば、「無許可で改葬」した使用者から事情を聞き取り、「無許可で改葬」先である墓地、納骨堂が明らかになったのだとしても、貴市ではなく他の地方公共団体という場合もあり得るでしょう。そうすると、貴市はそれらの地方公共団体に対して、どういう形で「申入れ」をなさるのでしょうか、と思料します。

Q 7 - 2 ; 過去に使用許可書類を発行せずに墓地使用を許可していたことに加えて、墓地使用者による使用区画の転売が横行したことで、使用許可を得ていない墓地使用者による遺骨の無断埋蔵が存在します。

この場合、使用許可を得ていない墓地使用者に対して無断埋蔵骨の撤去を命じることについて、命じることが可能⇒どのような手順や根拠法令によって行うべきか、命じることが不可能⇒現状を踏まえ、どう対応をするべきか、該当する方についてご教示願えますか。

A 7 - 2 ; 公営墓地であるなら、使用規則、使用条例が定められており、それら規則や条例においては、使用「許可」をする要件や、その使用「許可」を取消す要件が定められているはずで、多くの場合、ご質問にあるような「転貸」「転売」行為は禁止事項と定められており(たとえ明記されてはいなくとも、許可受けた自身以外へ使用させることは、許可の欠格要件を満たすと思料されます)、許可の取消し要件となっているはずで、

墓地に限らず、公共施設を占有して使用「許可」を得ている場合においては、その許可の要件を欠く、あるいは反するような場合には、許可取消しの不利益処分を行政が行うこととなります。その場合、許可を取消す（これを「不利益処分」と言います）際には取消される相手方を呼び出し聴聞委員会が開催なされたりします。

「墓地使用権を取消す」にあたっての事由は、ご質問のケースとは異なりますが、官報に公告されている無縁改葬公告を行っている地方公共団体では、「使用許可取消し」の不利益処分を行っているはずで、無縁改葬公告を出している地方公共団体に、不利益処分、聴聞委員会についてなど、どう運用したのかをお尋ねになってみてはいかがでしょうか。

Q 7-3；管理者側の周知不足や使用者側の認識不足により墓地使用権の承継が行われておらず、年間管理料の徴収を行わずに永代使用料のみを徴収しており、使用者とも連絡を取ることもなかったため、墓地の現使用者が不明となっています。

この状況を解消すべく数年前から使用者調査に取り組んでいるところですが、依然として全体の約2割にあたる使用者が不明となっています。

これらの使用者不明区画は使用者の死亡や転居によってこちらから文書を郵送することができないため、墓地入口の大型看板に加え、対象区画に対して小型の立て札による連絡依頼文の掲示を行っています。ほぼ効果がありません。

打開策として、所定の期日までに連絡なき場合は無縁墓として整理の対象とする旨の文面に変更して掲示を行うこと等が考えられますが、内容がいささか強すぎるような気もしています。

調査の連絡が取れない、調査に応じない、あるいは調査を拒む使用者について、こういった方策をとることができるか、ご教示願えますか。

A 7-3；ご質問では、「墓地入口の大型看板」に加えて、「対象区画に対して小型の立て札による連絡依頼文の掲示」までなさっても、応じてはもらえない状況なのですから、もはや無縁改葬に着手する姿勢で臨む他ありません。その場合の立札は上記の「連絡依頼文」と内容は異なります。

無縁改葬の際の公告文については、お手元の逐条解説書p 29～30に記載・掲載されている内容をご覧ください。併せて、個々の墳墓宛に、相手先が不明であったとしても、使用許可を取消す旨の不利益処分の通知、聴聞委員会の召喚状などを括りつけるなどが出来ないか、所管部署と相談なされてはいかがでしょうか。それが可能であれば、より訴求力が加わることでしょう。

所定の手続きを行ったのであれば、当該墳墓におさめられている遺骨を改葬し、用意してある施設に移すぐらいまで踏み込んで宜しいのではないのでしょうか。但し — ここから先がポイントになります — この場合、用意する施設では、後日になって、使用者・縁故者からの申し出がなされた場合、施設に移した「遺骨」の返還、さらには元の墳墓に戻せるように、個別に管理し、原状復旧が可能となるような遺骨の管理を行うことに留意してください。

なお、返還する場合には、① [墓所区画番号] ② [使用者(名義人) 氏名] ③ [居住地] ④ [本籍地] ⑤ [電話連絡先] ⑥ [親類等の連絡先(縁故者)] ⑦ [おさめられている遺骨については、許可証に準じた各事項全て] などについて、報告を受けた上でのこととなります。



〔ご参考〕当協会の「各種報告書」サイトにもリンクを貼っております。

<http://www.zenbokyo.or.jp/report.html>



◆墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布等について 2024/11/01掲載
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T241101H0040.pdf>

◆【令和5(2023)年度 厚労科研費特別研究 2024/07/09公開】
遺体を取り扱う事業者や無縁改葬等の現状調査及び今後の方策検討に資する研究
研究代表者(所属機関)：横田 睦(公益社団法人 全日本墓園協会 理事会・事務局)
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/167735>

◆【総務省 報道資料 令和5年9月13日(2023/9/13)】
墓地行政に関する調査－公営墓地における無縁墳墓を中心として－

<結果に基づく通知>

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_230913000167928.html

◆「新型コロナウイルスに感染した御遺体の取り扱いを含む、墓地埋葬に関する法律に関する諸問題の検証研究」2023-06-28 公開 (令和3(2021)年度厚生労働科学研究費補助金 行政政策研究分野 厚生労働科学特別研究 研究報告書より)
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/159849>

◆「散骨に関するガイドライン(散骨事業者向け)」
(令和2(2020)年度厚生労働科学特別研究事業「墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究」研究報告書より)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001321304.pdf>

AJCA ニュース No. 45 / 2025年(令和7年)1月15日発行
発行所：公益社団法人 全日本墓園協会
印刷所：有限会社 弘周プリント
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-12 山萬ビル807号
Tel: 03(5298)3282
Fax: 03(5298)0085
HP: [http://www.zenbokyo.or.jp]
E-mail [info@zenbokyo.or.jp]
©(公社)全日本墓園協会/掲載記事等の無断転載を禁じます。